**純資産の部の会計と税務の違い**

作成日：平成28年12月13日

作成者：倉重会計　菅野

■**資本金と資本準備金は会社法で定められた金額であって、会計と税法では一致する。しかし、その他資本剰余金は、一義的には会社法の定めによっているが、税法独特の調整が行われるので、しばしば一致しないケースが出てくる。**

現在の会社法は『資本』と『利益』については概念上を区分しているだけで、実際には資本剰余金からの配当が認められているなど、相互の違いが事実上ない。

ところが、法人税法上『資本』はあくまで「株主から払い込まれたもの」で『利益』は「会社が獲得したもの」として、未だ明確に区分している。このため、自己株式を売買した場合や、資本剰余金からの配当を行った場合など、会社法に基づく会計と法人税法上の処理に相違が出てくる。

ⅰ　資本金等の額相当額＜取得対価の額

　　資本金等の額相当額=資本金等の額の減額金額

　　取得対価の額　－　資本金等の額相当額　＝　みなし配当(利益積立金の払戻し)

**《資本金等の額相当額の計算式》**

|  |
| --- |
| ×　取得自己株式数  =資本金等の額相当額 |

|  |
| --- |
| 【例】  　資本金等の額120,000,000円(資本金100,000,000円、資本準備金20,000,000円)、利益積立金額40,000,000円、発行済株式総数200,000株の会社(非上場会社)が、自己株式を5,000株取得した。  1.　取得代価が4,000,000円(1株800円)のケース  2.　取得代価が2,500,000円(1株500円)のケース |

《解答》

**1.　取得代価が4,000,000円(1株800円)のケース**

　　(1)　会計処理

　　　　 (借)　自己株式　4,000,000　　(貸)　現金預金　3,795,800

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 預り金　　 204,200 ←みなし配当分の源泉

　　(2)　税務処理

　　　　 　=600円　　600円　×　5,000株　=　3,000,000円(資本金等の額相当額)

　　　　　3,000,000円＜4,000,000円

　　　　　4,000,000円　－　3,000,000円　＝1,000,000円(みなし配当)

　　　　　1,000,000円　×　20.42％　=　204,000円(源泉所得税)

(借)　資本金等の額　　3,000,000　　　(貸)　現金預金　3,795,800

　　　 利益積立金　　　1,000,000　　　　　 預り金　　 204,000

※みなし配当に対しては20.42％の源泉所得税を徴収しなければならない。

　ただし、上場株式等については15.315％の所得税と5％の住民税配当割(個人株主に限る)を徴収しなければならない。

　　(3)　申告調整

　　　　 (借)　利益積立金　　1,000,000　　　 (貸)　資本金等の額　1,000,000

**2.　取得代価が2,500,000円(1株500円)のケース**

　　(1)　会計処理

　　　　 (借)　自己株式　　2,500,000　　　　(貸)　現金預金　　2,500,000

　　(2)　税務処理

　　　　　3,000,000円＞2,500,000円

　　　　　(借)　資本金等の額　　2,500,000　　(貸)　現金預金　　2,500,000

　　(3)　申告調整

　　　　　なし